

## 「手話言語法」の制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。平成18年12月に国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」第2条では、「手話は言語」であることが定義された。

我が国においても、「障害者の権利に関する条約」を平成26年1月に批准した。批准に向けた国内法整備により、平成23年8月に改正された「障害者基本法」第3条では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と規定された。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して、障害者の意思疎通のための情報確保の施策を義務付けていることから、今後、手話が音声言語と対等な言語であることについて広く国民の認識を深めるとともに、聴覚障害者が手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話を使うことができ、さらには手話を言語として普及、保存、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。

よって、国に対し、上記の内容を踏まえた「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月17日

東海市議会議長 早川直久